

New National Association of Crime Victims and Surviving Families

新全国犯罪被害者の会  
新あすの会

## ニュース・レター

第2号 2023.3.22

E-mail [asunokai@navs.jp](mailto:asunokai@navs.jp) URL <http://www.navs.jp>〒100-8698  
日本郵便株式会社  
銀座郵便局 JPタワー内分室  
郵便私書箱2346号  
TEL : 03-3201-2070

## CONTENTS

新あすの会設立に参加して 渡邊保 ……………01	自由民主党司法制度調査会 PT 報告 (要望書など) ……04
『会員の声』 安藤勝一 ……………02	講演の報告 ……………10
犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 総会 ……………03	運営の基本、会計など ……………12

## 新あすの会設立に参加して

2000年10月16日(月)当時22才の長女が何者かに殺害され、犯人は逮捕されず、誰が?何のために?うちの娘を、との疑問が常に頭にあり、私達家族は悲しみのどん底にいました。

3年後に犯人は逮捕されましたが、近所に住んでいた、娘の中学時代の同級生で、乱暴目的の犯行と言うことでした。

事件から2年が過ぎた頃、あすの会がシンポジウムを開くことを知り、家族3人で参加しました。

そこでは、あすの会が行ったヨーロッパ調査の報告と、犯罪被害者が裁判に参加することが出来る「訴訟参加制度の創設」と損害賠償請求が簡単に出来る「付帯私訴制度の導入」を求める署名活動を行うことが決められました。

こんな素晴らしい会ならばと、家族3人で話し合い加入を決めました。

入会してからは、岡村先生を始め素晴らしい人たちとの交流が、心を和ませてくれたのと同時に、もっと被害者の実態を世間の人に知ってもらわなければと、声がかかれば講演活動にも力を入れるようになりました。

事件による心の病から妻が事故で亡くなった時も、あすの会の会員と活動が私を支えてくれました。

しかし、あすの会は、幹事・会員の高齢化とあす

新全国犯罪被害者の会 副代表幹事 渡邊保

の会としての役割を終えたと考えて2018年6月に惜しまれつつ解散しました。

あすの会が解散してからは、関東集会に集っていた会員の要望で、元あすの会会員を中心に、「にじの会」を結成して月1回の集まりは継続していました。

元あすの会会員同士と言うこともあり、気心の知れた楽しい時間を過ごしていました。

そんな中でも私は、このままだ集まって近況を話し合い、現状に対して不平・不満を言い合っているだけでは、何の解決にもならない、と考えていました。

あすの会の活動を通じて知り合った人たちと、具体的な行動を起こすことは出来ないだろうか、などと考えていました。

その活動の一つが「被害者が創る条例研究会」の活動です。

私は、あすの会の活動と「被害者が創る条例研究会」の活動を同時に行ってきました。

この会は、2014年1月に発足し、全国どこで被害に遭っても、等しく手厚い支援が受けられるように、全ての自治体に被害者支援に特化した条例を制定し、支援体制を整備することを目的に活動をし、特化条例を制定するときの参考にと「市町村における

犯罪被害者等基本条例案」や、自分の町に特化条例を作りたい、という人のための道しるべとなるべく「すべてのまちに被害者条例を」を発表しました。

両冊子とも改訂を重ねて、今は第5版を発行しており、各方面から高い評価をいただいています。

条例研究会が発足した当時、特化条例を制定していたのは、47都道府県中5県、20政令市中4市、その他の市町村では1割にも満たない状態であったと記憶していますが、2022年度末ではおそらく、45都道府県、12政令市、その他の市町村でも4割に届くのではないかと考えています。

犯罪被害者にとって最も身近な市町村が、支援制度を整備することは重要なことですが、自治体ごとの力量（人的・金銭的な）に差があり、全国一律と言うことには無理があると考えていました。

そんな時、「あすの会が解散して4年だが、犯罪被害者の経済補償制度は全く進んでいない。この問題に絞って活動したいが、どう思うか」、と岡村先生から連絡をいただき、是非やりましょう、と即答したことを覚えています。

国、都道府県、市町村が役割分担を明確にし（もちろん重なる部分もある）被害者支援に取り組むことが地域間格差の無い支援に繋がることだと考えま

す。

特に経済的な支援については、自治体に委ねるには無理があります。

損害賠償の判決がでて、凶悪事件ほど支払われるケースは少ない、と聞いていますが、国が立て替えてくれれば解決する問題です。

国は、今までは民・民の問題として放置をしてきましたが、国民にとってはとても重要な問題です。

新あすの会が創立大会で決議した7項目は、私たち犯罪被害者にとっては悲願です。

実現させたいと強く願っています。

現に私も、2011年2月に確定した損害賠償判決が10年間履行されず、2020年秋から弁護士にお願いして、費用をかけて時効中断の裁判を起し、時効を10年延長する判決を勝ち取りましたが、国が立て替えて支払ってくれていけば不要なことでした。

この問題以外にも、犯罪被害者が忘れ去られていることは沢山ありますが、せめて人並みな生活が送れるように経済的な補償制度を充実させることが大切だと思います。

その実現のため、新あすの会は全力で走って行きます。

## 『会員の声』

先日、NHKの「クローズアップ現代」（2022.11.30放送）を拝見しました。岡村先生の犯罪被害者問題に取り組む姿勢は、我々犯罪被害者に希望と勇気を与えました。

私の家の事件は、今から31年前の平成3年に発生しました。当時短大1年生の最愛の娘の命を、不動産会社支店長の男に奪われました。茨城県の小貝川河川敷に遺棄されていたため、娘に面会できたのは事件後20日が過ぎておりました。変わり果てた姿に立ちすくみ、声も出ませんでした。この姿を他の人に見せることは、娘に申し訳なく、一生私の心の中に閉まっておくことに決めました。現実であるが親として受け入れられず、助けてやれなかったことを毎日仏壇の前で謝っています。

妻も精神的に不安定になり、人に会うことも拒否し、必要に応じて遠くまで車で買い物に出るようになりました。精神疾患では行政、警察等に相談す

新あすの会会員 安藤勝一

る事もできずに、途方に暮れました。体調が悪いときには、私が会社から休暇を取って付き添いながら、長いこと精神科へ通いました。

今回の新全国犯罪被害者の会（新あすの会）へも、旧あすの会同様に申し込みを致します。

私の家の事件でも、民事裁判は勝訴の判決が出ましたが、何の音沙汰もなく未回収です。不動産会社に対しても民事裁判を起しましたが、倒産しており、社長が個人的に支払うことで示談となりました。しかし、示談金300万円のうち2回で200万円の入金があって以降は音沙汰がありません。

是非、加害者が被害者に支払うべき賠償金を、国が立て替えて支払う制度の確立を望みます。また、被害者とその家族が、元の生活に戻るための生活費、医療費、精神的相談の支援、一切の費用を国が補償すべきです。

## 第3回 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 総会

2022年11月8日12:00より、標記の総会が開催され、新あすの会からも岡村代表幹事らが参加しました。

三谷英弘事務局長の進行で始まり、上川陽子会長のご挨拶の後、議事に入りました。

警察庁から「途切れのない犯罪被害者等支援の充実に向けて」として、1. 犯罪被害者等支援の全体像、2. 現状把握している課題（①支援における地域間格差、②各種支援をつなぐコーディネーターの必要性、③公費負担の更なる充実の必要性）2点の報告がありました。

参加された議員から次の趣旨の発言・質問がありました。

A議員：

被害者対策は全国一律で公平・公正で、安心して生活できるようにすべきであり、自治体任せではなく国費として支給すべきである。諸外国と比べて日本はどうなっているのか？（警察庁が、調査を実施すると回答した。）

B議員：

犯給金の親族間不支給は、DVなどが増えている社会情勢の変化に応じて変えるべきである。

C議員：

犯人が捕まっていないとか、不起訴のなった場合の対応も必要である。

地域間格差の是正は必要である、来年度の予算要求が可能か？（警察庁が予算要求すると回答した。）

D議員：

北欧では犯罪被害者に対応する専門の庁があり、あすの会が調査した海外の事例もあるので、それらを参考にすべきである。

岡村代表幹事も発言の機会をいただき、

犯給金を受け取っても、それを使うと（殺された）妻がいなくなってしまうと思えなかった。

犯給金を、苦しくなった事業のために使った親が「子は、親を助けるために死んだのではないか」と苦しみ、

子ども名義の預金口座を作って毎月返済している遺族がいる。

被害に遭って生活できなくなって苦しんでいる被害者もいます。

と、いろいろな被害者の現状を訴えました。

小泉進次郎副会長から、

前回の第2回（5月開催）でも議論された犯罪被害者の方の避難場所の借上げに関する経費、自宅が犯罪現場になった場合のハウスクリーニングの経費、犯罪被害者の方がカウンセリングを受ける費用について、来年度の予算として正式に要求されました。

これは小さな一歩ではありますが、少しずつでも進捗を犯罪被害者の方にお伝えすることで、辛い状況にある当事者の皆さんに政治と行政が動いていることを示していきたいと思っています。

一方で、諸外国と比較しても決して十分とは言えない、犯罪被害者の方への補償や経済的支援の抜本的強化に向けて、今後は自民党の正規ルートで議論を開始する段階に入った。

との旨の発言・報告がありました。

最後に、上川陽子会長より、

岡村代表幹事を始めとして、新あすの会の皆様にご参加していただき議論できたことにお礼の言葉があり、今後は自民党の司法制度調査会のプロジェクトでの議論を行う旨の発言がありました。

（文責：假谷）